

おおいた動物愛護センターボランティア規約

1 目的

おおいた動物愛護センター（以下「センター」という。）の事業を行政とボランティアが協働して実施することにより、より効果的、円滑な事業展開を図り、もって動物愛護施策の取り組みを推進することを目的とする。

2 活動内容及び活動場所

活動内容	活動場所
(1) 飼育動物の管理活動 ・譲渡用犬猫の日常的な世話（散歩等） ・譲渡用犬のグルーミング (2) 施設の案内活動 ・受付、展示案内等来所者への対応やドッグラン等の施設利用希望者への誘導・説明 (3) 普及啓発活動 ・イベント補助や機関誌の作成等、犬・猫との正しい関わりについての考え方を広めていく活動 (4) 犬・猫の譲渡活動 ・センターが開催する譲渡会における補助 ・幼齢犬猫の一時保管 (5) 災害時の救護活動 ・災害が発生した場合の犬猫の救護活動 (6) 園芸活動 ・センター内の花壇、鉢植え等の整備等	センター
(7) その他、センター所長が必要と認める事項	センター所長が適当と認める場所

3 活動日時

センター開館時間を原則とする。なお、センター所長が適当と認めた場合はこの限りではない。

4 要件

ボランティアとして必要な要件は次のとおりとし、すべての要件を満たす場合にボランティアとして採用する。

- (1) 動物愛護に関心を持つ18歳以上の者
- (2) 無償で活動できる者
- (3) センター所長が適当と認めた者（イベントとして募集する親子ボランティア、キッズボランティア及びグルーミング専門学生等）
- (4) センター職員と同様に、守秘義務を果たす者
- (5) 大分県動物愛護推進員、これまで県が主催したボランティア養成講座を受講した

者及びセンターが主催するボランティア養成講座を受講した者

5 申し込み

身分証明書とともにボランティア応募用紙によりセンターへ申し込む。

6 登録

ボランティアとして採用する場合は、次により登録しセンターにおける活動を認める。

- (1) 4の要件を満たした方を4月1日から翌年3月31日までの1年間、ボランティアとして登録する。ただし、年度の途中から登録する場合は、登録の日から当該年度の3月31日までとする。
- (2) 登録は、更新することができる。

7 活動の依頼

ボランティア活動にあたり、センター長は依頼するボランティアに対し、書面をもって活動を依頼する。

8 登録の抹消

センター所長は、次の場合にボランティアの登録を抹消することができる。

- (1) 本人からボランティア活動を継続できなくなった旨の申し出があった場合
- (2) 更新の申し出がなく、登録期間が満了した場合
- (3) ボランティアとして適性を欠くと判断された場合

9 経費

交通費及び食費は、ボランティア各自で負担する。

10 保険

活動中の事故については、センターが加入しているボランティア保険が適用される。

11 その他

この規約の施行に関し、その他必要な事項についてはセンター所長が定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成31年 2月17日から施行する。

おおいた動物愛護センター動物愛護ボランティア養成講座の受講者募集(令和4年度第1回)

- ・動物愛護ボランティアに興味がある方
- ・動物愛護ボランティアの基礎を学びたい方
- ・動物愛護ボランティア活動を始めたい方
- ・現在の活動の仲間を増やしたい方 等々

是非ご応募を



○開催日時:
令和4年5月28日(土)
午後1時30分～午後3時30分

ボランティアの基礎、動物愛護管理について
ボランティアの取り組み紹介
ミルクボランティアについて

大分県が大分市と共同設置・運営するおおいた動物愛護センターは、平成31年2月にオープンいたしました。動物ボランティアの皆さんと行政が協同で進める施設を目指しており、動物愛護センター等でのボランティア活動に関心のある方は大歓迎です。



定員10名

応募方法

次のあて先まで、氏名、年齢、住所、電話番号等の連絡先とともに動物愛護に関する小論文(400字程度)をお送り下さい。

開催場所: おおいた動物愛護センター
(大分市大字廻栖野3231番地47)

テーマ・様式は問いません。ご自分の思いを書いて下さい。

応募・問合せ先: 〒870-1201 大分市大字廻栖野3231番地47
おおいた動物愛護センター
電話 097-588-1122 FAX 097-588-2211

応募〆切: 令和4年5月6日(金)

ホームページは [おおいた動物愛護センター](#) で検索

